

からかなりの振興事業費を出しておりますが、市としては間接でござい
います。一応援助をしております。駐車場の運営についても事業の一環
として考えられますので、できるならば商工会と十分協議いたしまして、
それらをあわせまして、結局この駐車場運営経費を一部でも対象にして
いくというふうには、私の方も協議したいと思っております。それと市の方として
も財政的なものが許すならば、なるべくそういうふうなものに経費を投
資したいわけですが、財政当局ともいろいろ協議いたしまして、この点に
つきましては、現在の費用の中でできるかどうかという問題を、又、さうに
検討いたしました。いずれ案をつくりたいと考えております。

○建設課長(森田 進君) 自席からお許しをいただきまして、自転車置き場の関係
につきまして御答弁申し上げます。

近年、自転車置き場の関係につきましては、通勤用の自転車置き場と
いうことで非常に問題になったわけでございます。御指摘をいただきまし
た福生駅の西口の自転車置き場の関係につきましても、やはり駅前道路に
通勤用の自転車が多数放置されているという現状でございました。また

ま西口については御指摘の現在位置に国鉄用地がございまして、その用地を国
鉄の方から借用いたしまして、都の経費により通勤用の自転車をそこに
収容するという配慮から設置し、現在管理を行っているわけでございます。
御指摘のように、実際の運用につきましては、自転車置き場の収容能
力に比較しまして必ずしも十分ではないわけでございます。やはり目的が駅
前の交通上の支障あるいは美観上の問題等もございまして設置した駐
車場でございまして、今後といたしましては、必要に応じてまして街頭指導
等によりまして、自転車置き場の改善を図っていくたいと思っております。

○教育委員会社会教育課長(小野光朗君) 自席から山崎議員さんのスポ
ーツ振興についての再質問にお答え申し上げます。

ただいま教育長から申し上げましたとおり、そういう立場で前向きに検
討してまいりたいと思っておりますが、何分にも内容等も簡単な運動会の方式
とか、スポーツ教室みたいなものとかさまざまあると思っております。それらを開
催いたしました、それがそういう人たちだけで固まらずに、なお健勝者という
んでしょうか、こういう方々とも調和して一緒にやっていけるような方法等も考え

なければいけないし、又、それを進める場合、行政だけで進めるわけにはいきませんし、福祉協会とか、福祉事務所の関係、体育協会、一般の市民のボランティアという関係と、さまざまな関係と広く相談しながら進めていかなければまずいと思います。そういう方々と相談いたしまして、できるだけこういう方々が一般の市民と交わりまして参加して、そこで自分たちの問題というものが、なお一層地域の中に入っていくというふうに、効果的にいきますように前向きに検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○八番（山崎良之助君） 誠意あるお答えをいただきまして大変感謝申し上げます。

なお、西武線の乗り入れにつきましては、大変努力しているがむずかしいという事でございますが、いずれにいたしましても、福生駅までもし延長になれば、周辺の住民も非常に便利でありますし、商店街、東口、西口ともに非常な繁栄をもたらすことになることは間違いないと思います。ひとつ、むずかしいという一言だけでなく、今後全力を挙げて、誘致に一段の努力を市長にお願いする次第でございます。

○議長（貫井喜代次君） 休憩中に、先ほどの一般質問中、一部発言の訂正について二名の議員より申し出がありましたので、順次発言を許します。

十五番 小林菊三君。

（十五番 小林菊三君登壇）

○十五番（小林菊三君） 先ほどの私の一般質問中に、「第一項何々を議題といたします。」「第二項何々を議題といたします。」と申し上げたようでございますので、適切でございませんで、字句の取り消しを願いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（貫井喜代次君） 次に八番 山崎良之助君。

（八番 山崎良之助君登壇）

○八番（山崎良之助君） 私の先ほどの第一回の一般質問の際に、「以上で私の質問を終わります。」と申し上げましたが、この発言を訂正いたしましたので、「以上で私の質問といたします。」と、このように訂正をいたします。

○議長（貫井喜代次君） 以上で発言は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま訂正発言がありましたとおり、それぞれ訂正することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって発言のとおり訂正する
ことに決定いたしました。

以上をもって私の一般質問を終わります。

○議長(貫井喜代次君) これより一時まで休憩いたします。

午後零時三分 休憩

午後一時

開議

○議長(貫井喜代次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(二十行抹消)

○議長(貫井喜代次君) 次に七番鈴木藤次郎君。

(七番鈴木藤次郎君登壇)

○七番(鈴木藤次郎君) 貴重な時間をいただきまして、一般質問をさせていただけ
きますことを感謝申し上げます。

当市においておくれをとっておりますところの住居表示について御質問いた
します。

昭和三十七年五月十日、法律第百十九号をもって公布施行されて以来、十
数有余年過ぎ去った今日、わが福生市において住居表示の済んでおりますと

ころは非常に少なく、全市の七％に過ぎないと聞いております。

当市に近接しております市を調査いたしましたところ、小金井市においては二〇％、国分寺市が四四、四％、立川市がなんと二〇％であります。ハ王子市が六五、三％、隣の昭島市においても二〇％でございます。このような調べに相なつてゐる次第でございます。当市においても何とか考えられなければ、又、考えてもゝいたい時が来たのではないでしょうか。これが実施されますと、住所が住居番号に、いわゆるハウス番号であらわされるため、同性同名が同じ番地にあるといたことはなくなります。又、住居番号、ハウス番号が規則正しく規定されますので、他人の家を訪問したり、探したりするのがたやすくなくなります。そのため郵便物や小荷物、電報のスムーズさはもちろんです。住民基本台帳と公簿類の記録事務がたやすくなり、市民の日常生活の合理化がお約束できることと見えます。市長はどのようなお考えをお持ちでしょうかお尋ねいたします。

現在のような飛び飛びの番地では、福生市民はもちろんのこと、他の市町村より訪ねて来る皆さま方もさぞかしお困りのこととお察しいたします。何

れども一度によくすることはできませんが、しかしながら、市長さんがよく申されてゐることで、公共事業においては二十六市のうち武蔵野市が一番であり、三鷹市が二番である。わが福生が三番であると述べております。まさにそのとおりであると私も聞いております。このように良い事柄もたくさんわが福生市にもございますが、だが住居表示がこのままではよいとは考えられません。とにかく現在の番地については明治の初期、明治四年であると記してございませう。税金を徴収するための地番であつたと聞いておりますが、そのまま番地となり、今日に至つてあるものでありますから、余りにも不都合な飛び飛びの番地であることはいたし方ないと思われまふ。だが、このような番地では、一つの番地を探すにも、一軒の住所を教えるにも、いちいち地図を見なければ教えることもできません。私たち市民がこのように不便と迷惑を感じておりますことは申すまでもありません。昔のままの番地で一番困つてゐるのは、毎日毎日番地を目標にして仕事をしてゐる郵便局の皆さん方だと思ひます。郵便局においても郵便配達ばかりとは限りません。郵便行政にもしものことが起きたとしましたらば、郵便物の遅配や誤配を招くことにもなりかねない

と思います。

私も福生郵便局の郵政協力会に席を置く一人として、あえてこの住居表示問題を取り上げてみた次第でございます。そのことを昨年の九月だと思えます。福生、秋川両市の議長さんあてに、福生郵政協力会会長より住居表示についての要請書をお願いいたしております。郵政業務が円滑にいけますためにも、当市の発展のために、市長さん、一日も早くこの住居表示問題を取り上げ、そして住み良い福生、近代的まちづくりのために住居表示の総仕上げを望んでやみません。（拍手）

次に「大字」という文字について伺いいたします。

だれでも公文書をお書きのときには一度は間違えたことがあるでしょう。「大字福生」「大字熊川」、このような文字には一度はとまどったことと思います。この文字をなぜ取ることができないのでありましようか、お尋ねいたします。このように発展をみているのが福生市にふさわしい文字とは申せません。住居表示と同様に「大字」の文字がなくなりますことを望んでやみません。次に玉川上水公園について伺いいたします。

玉川上水公園は、昨年五十年年度、本年五十一年年度の二カ年における事業にして、五十年年度は予算まで出しながらにして、多摩川流域環境保全云々とのことで中止されました。当時の話ですと、一年くらいおくれればできそうだったことと記憶しております。この玉川上水公園は、私たち四小学区の皆さんが大きな期待を寄せております。特に運動マシの方々は待ちこがれております。いまもって変わりはありません。何とかして玉川上水公園の実現に関係職員の努力をお願いいたして待つものであります。その後の交渉経過をお尋ねいたす次第でございます。

以上をもろ一般質問といたします。（拍手）

（市長石川常太郎君登壇）

○市長（石川常太郎君） 御答弁申し上げます。

一点は住居表示でございまして、大変おくれまして御不便をおかけいたしました。申しわけなく存じてあります。

かつて数年前でございしますが、同じくこの御質問がございまして、なかなか職員も大ぜいいることとございしますので、いまま少々お待ちくださいという答弁を申し

上げたわけでございますが、いまだに手がつきませんので申しわけないと思っておりますが、実は昭和三十七年に施行になりました、いつにかやらなければならぬということでございますが、この法律によります番号は登記所の地番とは違ひまして、結局二重になるわけでございます。やはり土地の現在の登記の番号——地番というものはございまして、もちろん売買等はもとのままでございまして、結局みんな二つずつ持つわけでございます。そういうことか一つございす。そういうことを一つ御念頭に……、御存じだと思ひますが、そういうことがございす。

当市におきましては区画整理に大変な御努力を先生方にいたゞいてあるわけでございますが、加美平もようよう工事が幾々が再開されたわけでございます。まずけれども、加美平の区画整理が完成いたしますと、横田基地を除きまして福生の面積の四割、四〇%が全部地番が新しくなり、もちろん町名とみな新しくなるわけでございます。そういたしますと、少くとも加美平ができ上がりますと、福生市の基地を除いた面積の四〇%は住居表示をしたよりはるかに、ばなものになるわけでございます。

そこで、住居表示をしなければならぬという場所は、区画整理をしない場所、すなわち熊川全域とか、永田であるとか、長沢であるとか、そういう所になるわけでございます。そこで、そういう場所だけ住居表示でやるか、あるいは区画整理をしなくても登記所の方の番地を全部変えてしまふかどちらかという事になります。そういうことでございまして、当市の場合には区画整理の

根本的な改革が相当程度行われておりますので、他の市とは相当様子が違ふわけでございます。要するに、区画整理をしない場所は、単に住居表示だけでよろしいか、それとも区画整理をしたところのように、登記所の地番まで変えてしまふかという二つあるわけでございます。これはなかなか大事業でございすけれども、いまのところそんな段階でございすので、どうも加美平の区画整理、欲を申せば福生駅東口もでございますが、ある程度の完成のめどがつきました場合には、何とかはつきりどちらかをやらなければいけないだろう、そのようにいまのところ考えているわけでございます。

いまのところ財政状態も大変でございすし、又、これを施行いたしますには相当の職員も入用になるわけでございますので、いまのところ加美平の区画整

理がある程度めどがつきましたときに、改めてこの問題について検討を加えてまいりたいという考え方でございます。大変に市民にとりましてはおくれて申しわけない次第でございしますが、進行状態は区画整理は住居表示よりももっと進んだものでございますが、区画整理を住居表示と同一に見るならば、よその市くらいには大体いつているわけでございます。もちろん100%やっているところもございますけれども、大体まずはそんなところだと思います。

それから玉川上水公園でございますが、これも御案内のとおりでございまして、防衛施設庁の補助金が決定をいたし、いざ着工という段階になりました。自然保護の関係から手がつけられなくなりました。防衛施設庁の補助金を他の運動施設に流用を申し上げたことは御報告申し上げたとおりでございします。その後多摩川関係におきましてもうそういうような、ぜひ使いたいという、しかしながら自然保護でためたというところがたくさんあったわけでございます。ので、東京都においては多摩川環境保全連絡会議というものを設置いたしました。この会議は自然保護であるとか、あるいは河川の危険の状態であるとか、あるいは何に利用したら一番価値があるとか、そういうものを判断いたし

まして、ある程度この場所はよろしいとか何とかいうふうな幾らか緩和されるんではないかと、そういう希望は抱いているわけでございます。先刻まではなかなか自然保護の関係でむずかしかったわけですが、そういう多摩川環境保全連絡会議ができました。いままでも自然保護で絶対だめであるということも再検討をするような機会になっていくわけでございます。この結論は大体秋にはお出しくださるというようなお話でございします。近いうちには加美の玉川上水公園の関係も思うように進捗できるのではないかと、いうふうにもたないま考えているわけでございますが、玉川上水公園のうち河川敷のグラウンド化につきましては、そのような関係で現在あるわけでございます。

以上不備でございますが、又、いろいろ細かい点がございましたら担当課長の方から答弁させていただきますので、よろしく願いたいと思います。

○助役(篠崎俊夫君) 大字のことにつきましてお答え申し上げたいと思います。大字と申しますのは、ただいま御指摘いただきましたように、明治時代に「大字」と「小字」がつけられたわけでございます。でございますので、法律的には登記所に登記されております町名地番は全部大字がついておりま

す。「大字何々」となっております。ただ注目すべきことは、正確には福生、熊川、二つだけではございませんで、大字は七つ八つ福生にございます。ただそれが使われていないだけでございます。法律的にはそういうことでございまして、新しい町名地番を直さない限りは、法律的な登記所の町名地番は依然として「大字福生」とか、「大字熊川」というふうになるわけでございますが、ただ通称として大字をとって「福生市熊川何番地」とか、「福生市福生何番地」とか、そういうような記載をすることは一向に差しつかえないわけでございまして、必ずしも通常私どもが使う場合には大字を使わなくてもいいわけです。ただ法律的には「大字」というものは正確には入れて「大字福生」と、こう入れなければならぬわけでございます。ただ繰り返しますが、この大字は正確には七つ八つございまして、結局小さな飛び地があるわけでございます。そういったものも、現実の問題としては全部「大字福生」、「大字熊川」で片づけられていくようにございます。

○七番（鈴木藤次郎君） 自席から再質問させていただきます。

ただいまの市長さんのお答えでございますが、確かに私もこの質問を出

す前に経費の問題とか、あるいはこのままでいっても郵便は来るんだとか考えておりましたけれども、私も加美平に近いところにあるものでございますから、加美平がこのような延びた区画整理になっておまして、又、残っているところはほんのわずかでございます。市として問題の場所でございますから少ないとは申せませんが、大きさからいくなうばほんのわずかなところが残っているわけで、あの大部分のところは、いま市長さんの言われた新しい番地が生まれてそのままになって使われていないのじゃあないかと、私はそんなふうに察するわけでございますが、それならば何らかの手続きを取りながら、あの区画整理を待たずにお願いできないものであろうかと、こんなふうにも考えるわけでございますが、財政問題もございしますので、このようになりまして区画整理の問題も目鼻かついたと申しましようか、明るいことばを聞いておりますので、市長のお答えのとおり待つものでございます。

次に「大字」でございしますが、通常は確かに使っておりません。ただ郵便などでも書くならば大字も何もいりません。福生の何番地でよろしいんでございしますが、公文書と申しましようか、私は借金が好きでございしますので、

都や何か書類を書くときにちょっと間違っただけということは、私だけでなく多くの方々がそういう迷惑を被っているんじゃないかと、このことを踏まえ、あえて取り上げてお尋ねいたすもので、又、これをいつごろになったら「大字」を消していただけるのか質問いたします。

それと玉川上水公園でございますが、先輩議員さんが、「こういうものができんだよ」と、「五十年後にでき始めなんだよ」と言っておられ、後についている私でございますので、ことは率直に申し上げますと、鈴木がどこかへ持っていってしました。」と言っている方もいるようでございます。私には直接には申しませんので、どなたが言われたかわかりませんが、切ない鈴木さんの気持ちもおくみ取りいただきまして、この秋にはという市長さんのことはもでございますので、安心してこの玉川上水公園ができるようになりますことを待つ次第でございます。

以上でございます。

「大字」はいつごろ取っていただけるか、と……

○助役（篠崎俊夫君） まことに申しわけございません。「大字」は町名に該当するものでございますので、新しい町名に変更しない限り法的には取れない

いわけでございます。

○七番（鈴木藤次郎君） わかりました。では以上をもって私の質問事項を終わります。

○議長（貫井喜代次君） 次に二十番宮沢良一君。

（二十番宮沢良一君登壇）

○二十番（宮沢良一君） 貴重な時間をお許しいただき、一般質問をさせていただきます。

最初に高額療養費のことで質問させていただきますが、昭和五十年度における国民健康保険加入者の高額療養費者は、何と六百五十六件もあると伺っています。の中にはゆとりのある人ばかりではないでしょう。たしか本年四月ごろだと思いますが、E青年が単車で人をよけようとして、単車もろとも倒れ、その瞬間発火し、全身大やけどという事故がありました。医療費が五十四万円、それで直ったわけではなく、都内の専門医で手術のやり直しをという話でした。E青年の両親いわく、「ついこの間まではそれくらい金はあるんですが、ちょっと入り用で出ってしまったものでお伺いにあがったわけです。」と言う。その用件は、市

で医療費を貸してもしないだろうかということでした。私は「残念ながら現在市としてそのような制度はありませんが、生活資金の融資が限度額七万円でありますか」と言うと、「弱たなあ、病院で待つてもうないか」と言われ、「私も体験不足でよくわかりませんが、事情をよくお話をされてお願いしてみたらどうか」と言う以外にありませんでした。その後も二件同じような問題ももちかけられ、一人の人などは「医療費が借りられなければ、医療保護でも受けなければねえ」と、本当に深刻そうでした。私もこの際、市民の代弁者として、たとえ少数の呼びでも、呼びは市民の声と受け止めて市当局にお願いするものでございいます。

E 青年の場合、五十四万円請求された医療費は、三万円を超える五十一万円は医療機関から戻る計算ですが、現在八月からは三万九千円を超えるという事になったわけですが、それが二カ月から三カ月かかるわけです。その間患者の負担になるという、いわゆる患者立てかえを、それを市が肩がわりして立てかえていただくよう、市当局に心からお願ひするものでございいます。

御理解ある市長の答弁をお願いし、次に移らせていただきます。

二点目といたしましては、青少年スポーツ振興策についてお伺いいたします。

スポーツといえば、本年は世界の若人が集まってくるカナダのモントリオールオリン

ピック、又、毎年人気抜群の夏の高校野球も、東京の桜美林高校が六十四

年ぶりで優勝という、あのPL高校との決勝戦は、決勝戦にふさわしい両校

とも力いっぱい闘い切ったあの若者の姿は、実にすばらしい感激的なシーシでした。

あそこまで闘い得たのも陰の力の大切さはもちろんでしょうが、選手一人一人の忍耐と

チームのため、そして監督を中心にした団結の成果であり、長い間自己に打ち勝った

練習を重ねた、それが勝利に導いたことは言うまでもありませんが、私は勝っても

負けてもスポーツを通して養われた努力、そして精神力、いわゆる根性のある人

間づくりがなされたと思うし、体力づくりはもちろんのこと、チームという一つの団体

行動の中から、礼儀作法等、これから社会に巣立つための人間形成の基礎的

なものをがっちり学び得たと思います。チームのためがんばった青年は、やがて

はまちのため、社会のため、そして後輩の指導にと活躍されることでしょう。

最近、早朝にランニングをしている若者がふえてまいりました。オリンピック